

就学援助に認定された児童生徒の保護者の方へ

＜就学援助費の支給について＞

今年度、初めて就学援助の認定をお受けになられた方は、学校へお申し出いただき、口座登録の手続きをお願いいたします。

また、昨年から引き続き就学援助の認定を受け、または新小学1年生で新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請し認定され、すでに口座を登録されている方は、新たに口座登録をしていただく必要はありません。なお、登録されています口座の口座番号や名義等を変更された方は、学校へお申し出いただき、新たに登録の手続きをお願いいたします。

なお、振込みの際には、通帳に「キョウイクソウムシツ」と表記されます。

医療費以外の各費用の金額と振込時期については裏面の「就学援助費支払一覧表」をご参照ください。

なお、学校の集金について、就学援助費の振込月において学校の納付引き落とし指定日（現金集金の学校についてはその月の最初の平日）現在に未納があるときは、その回の支払は、指定された保護者の口座ではなく、学校長の口座への振り込みになります。振込処理の関係上、上記の基準日を設けておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※ 「児童扶養手当受給」で認定を受けた方へお願い

所得オーバー、婚姻等の事由によって児童扶養手当が「全部停止」または「資格喪失」になった方は必ず申し出てくださいますようお願いいたします。

＜医療費について＞

1. 対象となる疾病

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① トラコーマ、結膜炎（アレルギー性を除く） | ② 白癬、疥癬、膿痂疹 |
| ③ 中耳炎 | ④ 蓄膿症（慢性副鼻腔炎）、アデノイド |
| ⑤ う歯（むし歯のこと） | ⑥ 寄生虫病 |

2. 支給対象となる範囲

上記1. の疾病で受診された内、保険診療分の3割が支給対象となります。

3. 利用の仕方

受診する前に学校または教育総務室で「医療券発行申請書」を受け取り、ご記入ください。教育総務室へ提出する場合は、その場で添付書類（マイナンバーがわかる書類ほか）を確認します。学校へ提出する場合、コピーした添付書類は必ず厳封してください。後日、医療券を発行いたします。その医療券と保険証を持って受診していただきますと、保険診療分の3割は窓口で請求されず、後日、教育総務室から医療機関へ支払います。

なお、受診してから上記の疾病の治療になるとわかった場合、または上記の疾病でも緊急に受診した場合は、医療機関に「教育委員会の就学援助の医療券を使う」とお伝えいただき、できるだけお早めに教育総務室まで連絡し、「医療券発行申請書」の記入等の必要な手続きをお願いします。

その他ご不明な点等ございましたら、下記までお尋ねください。
教育委員会事務局 教育総務室（電話 0595-63-7873）

就学援助費支払一覧表（令和7年4月版）

（単位：円）

区分	小学生 (1年生)	小学生 (その他の学年)	中学生 (1年生)	中学生 (その他の学年)	市からの支払時期	備考
学用品・通学用品費(1学期)	3,877 円	4,633 円	7,577 円	8,333 円	6月30日	4～7月分
学用品・通学用品費(2学期)	4,846 円	5,792 円	9,471 円	10,417 円	11月28日	8～12月分
学用品・通学用品費(3学期)	2,907 円	3,475 円	5,682 円	6,250 円	2月27日	1～3月分
新入学児童生徒学用品費	57,060 円		63,000 円		6月30日	1年生のみ支給。 ただし、入学前に支給された者を除く。
修学旅行費	実費	実費	実費	実費	実施後、学校の精算・ 報告等の終了後	実施学年で参加した場合に 支給。 集合写真代を1人1枚分支給。
宿泊を伴わない校外活動費	交通費及び見学科のみ。 (上限 1,600 円)		交通費及び見学科のみ。 (上限 2,310 円)		実施後、学校の精算・ 報告等の終了後	実施学年で参加した場合に 支給。
宿泊を伴う校外活動費	交通費及び見学科のみ					
通学費	実費	実費	実費	実費	6月30日(12 分の 4) 11月28日(12 分の 5) 2月27日(12 分の 3)	名張市遠距離通学等児童生徒 通学費補助金の交付対象となる 方で、公共交通機関を利用する 場合に支給。
学校給食費	実費	実費			毎月	教育委員会から直接学校へ 支払い。